



令和7（2025）年度 清瀬市小口事業資金融資のご案内 （小口零細企業保証制度）

1 清瀬市小口事業資金融資制度とは

本制度は、市内の健全な商工業等の育成と振興を図るため、事業者を対象に、取扱金融機関に融資のあっせんを行う制度です。

清瀬市では、利用者のご負担を軽減するため、融資の実行後12か月毎に利子補給を行い、東京信用保証協会の保証料についても、一部負担（※1）致します。

※1ただし、利子補給及び保証料の一部負担には、一定の条件があります。

2 申込者の資格について

- （1）個人の場合、申込時点で1年以上市内に住所を有し、かつ1年以上事業を継続していること（※2）
- （2）法人の場合、申込時点で法人代表者が1年以上市内に住所を有していること、又は1年以上市内に主たる事業所を有していること（※2）
- （3）常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業にあっては5人）以下であり、中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種に属する事業を行うもので、この融資を含めた全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること
- （4）東京信用保証協会の保証を得られること
- （5）市区町村税の納税義務者であり、申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
- （6）法人の場合、東京信用保証協会が必要と認めるときに限り、法人代表者である連帯保証人を必要とする
- （7）連帯保証人は、当該法人の代表者（代表取締役）で、市区町村税の納税義務者であり、申込時点で納期の経過した市区町村税等を完納していること
- （8）清瀬市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係者でないこと

※2 償還期間中に市外に転出すると、転出日に遡って利子の補給を停止致します。

3 資金の種類

資金の種類	融資限度額	融資利率 (市負担分利子補給)	融資期間 (償還方法)	据置期間 (※5)
運転資金	700万円以内 (運転設備併用の場合 合計1,000万円) (※4)	1. 7% (※6) (うち、 <u>0.85%</u> <u>を市が利子補給</u>)	6年以内 (元金均等 月賦償還)	6か月以内
設備改善資金 (※3)	1,000万円以内 (運転設備併用の場合 合計1,000万円) (※4)			12か月以内

※3 設備改善資金は、見積の段階でお申し込み下さい。車の購入は、業務車両に限ります。

※4 併用の場合も、運転資金の上限は700万円までです。

※5 据置期間は、融資期間に含まれます。

※6 融資利率は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の融資実行時の利率です。

なお、金融情勢の変動によって利率等が変更となる場合がありますので、申込の際にご確認ください。

4 東京信用保証協会の信用保証料の補助

清瀬市では、東京信用保証協会が決定した信用保証料の2分の1を補助します。

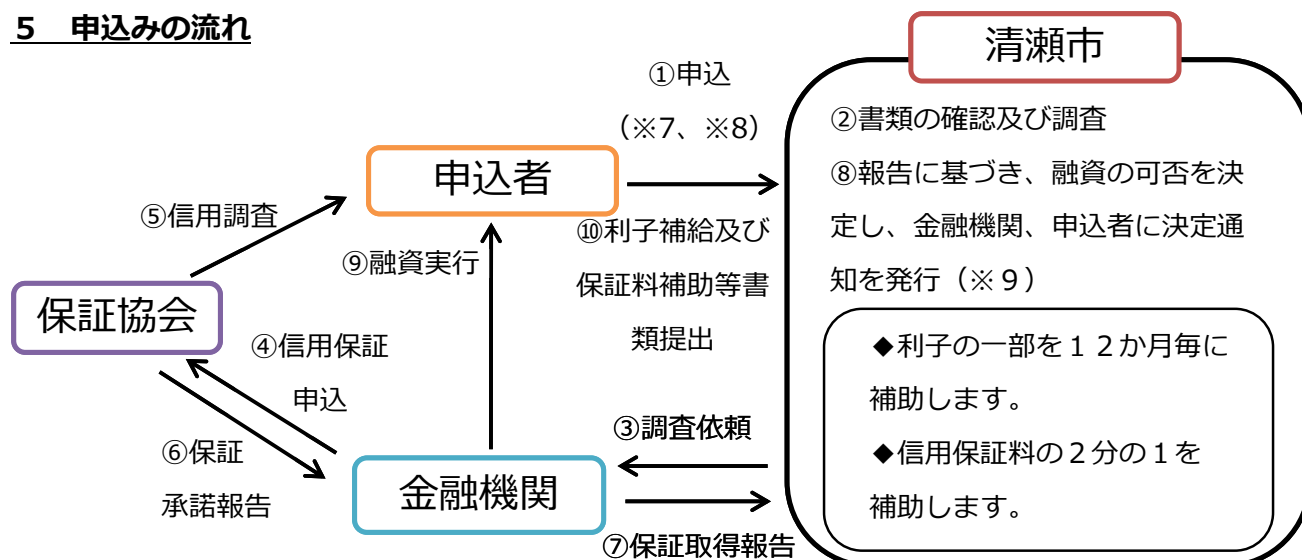
ただし、繰上完済により、信用保証料の返戻があった場合は、清瀬市が負担した割合に応じた額を市に返還して頂きます。

【東京都との信用保証料補助制度の併用について】

清瀬市の小口事業資金融資（小口零細企業保証制度）の要件を満たし、かつ、東京都の小規模事業融資（小口）の要件を満たす方は、市の信用保証料補助（2分の1）と、都の信用保証料補助（2分の1）を併用できる場合があります（法人で、都内に主たる事業所を有していない場合は、併用できません）。

申込書にある都制度併用希望欄の「有・無」に○印を入れてください。

5 申込みの流れ



※7 申込時においては、必要書類を全て備えているものとします。

※8 申込から決定通知の発行まで、約1か月を要します。余裕をもって申込願います。

※9 設備改善資金で決定通知を受けた事業者は、工事完了後又は購入物納入後に、報告書、支払を証する書類の写し、工事前後又は購入物の写真を提出する必要があります。

6 注意事項

- (1) これから創業される方や創業1年未満の方は、創業資金融資でのお申し込みとなります。
- (2) 融資決定後、借入手続きをしなかったり、融資金を目的外に使用したり、借入時の资格条件喪失等があると、融資の決定を取り消す場合があります。
- (3) 金融機関、東京信用保証協会の審査により、申込が否決となったり、申込額が減額となる場合があります。
- (4) 償還方法の変更、繰上完済、代位弁済等が発生した際は、速やかに産業振興課にお知らせください。
- (5) 法人において、保証人の保証を提供しないことを希望する場合、経営者保証を不要とする要件を満たす必要があります。事前に取扱金融機関へご相談ください。

7 取扱金融機関

金融機関名	所在地	電話番号
りそな銀行清瀬支店	清瀬市元町1-2-11	491-3515
三井住友銀行清瀬支店	清瀬市松山1-12-16	491-3711
みずほ銀行所沢支店	所沢市日吉町12-1	(04) 2923-4111
きらぼし銀行秋津支店	東村山市秋津町5-6-1	(042) 393-9611
西京信用金庫清瀬支店	清瀬市松山1-5-4	492-5415
青梅信用金庫秋津支店	清瀬市梅園3-23-23	492-5511
飯能信用金庫清瀬支店	清瀬市上清戸1-9-32	495-2010
多摩信用金庫秋津支店	東村山市秋津町5-35-23	(042) 395-7221
みずほ銀行清瀬支店	清瀬市元町1-10-4	492-5811
青梅信用金庫東久留米支店	東久留米市幸町3-4-14	(042) 471-1811
西武信用金庫東久留米支店	東久留米市本町3-10-8	(042) 475-5311

8 申請書類

書類の名称	必要区分	
	個人	法人
清瀬市指定様式の申込書（捺印済みのもの）※ 1 0	○	○
代表者個人が市外在住の場合、納税証明書（3か月以内に発行されたもの、すべての市区町村税に未納がないことを証明する書類）※ 1 1	×	○
代表者個人が市外在住の場合、住民票（3か月以内に発行されたもの、黒塗り不可）	×	○
履歴事項全部証明書（法務局の証明印があり、かつ3か月以内に発行されたもの）	×	○
設備資金で申込の場合、見積書及びカタログ（見積書は本融資あっせんの申請日以前に発行のもの）※ 1 2	○	○
直近一期分の確定申告書（青色申告決算書または収支内訳書含む）の全ての写し	○	×
直近一期分の確定申告書（法人事業概況説明書含む）の全ての写し	×	○
直近一期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書含む）の全ての写し	×	○
保証人の保証を提供しないことを希望する場合、要件確認書兼誓約書の写し	×	○

※ 1 0 修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用できません。訂正の際は、訂正箇所にも二重線を引き、申込書と同じ印を捺印し訂正してください。

※ 1 1 課税されている全ての市区町村税を記載。納付が確認出来ない場合、支払を証する書類でも可。

※ 1 2 既に設備を購入した場合は、本制度を申請できません。

9 本融資あっせんの申請先・問合せ先

清瀬市地域振興部産業振興課商工係

〒204-8511 東京都清瀬市中里5-842

電話番号：042-492-5111（内線2123）

10 その他の問合せ先

東京信用保証協会立川支店

電話番号：042-525-6621（代表）

